

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという制度です。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は、認知症や知的障がい等の理由により支援が必要とされる人の数に比較すると、十分とは言えない状況にあることから、本制度を国民が利用しやすいものとするため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（以下「促進法」という。）が平成28（2016）年5月13日に施行されました。

この法律は、成年後見制度の利用の促進についてその基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国では、この促進法に基づき、平成29（2017）年3月にノーマライゼーション、自己決定権の尊重、及び身上保護の重視を今後の成年後見制度の基本的な考え方として整理した「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

また、市町村はこの基本計画を勘案して成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとされています。

そのため本市では、今後、成年後見制度の理念に則り、成年後見制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が更に必要となることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に推進するために本計画を策定するものです。

関連するSDGsアイコン

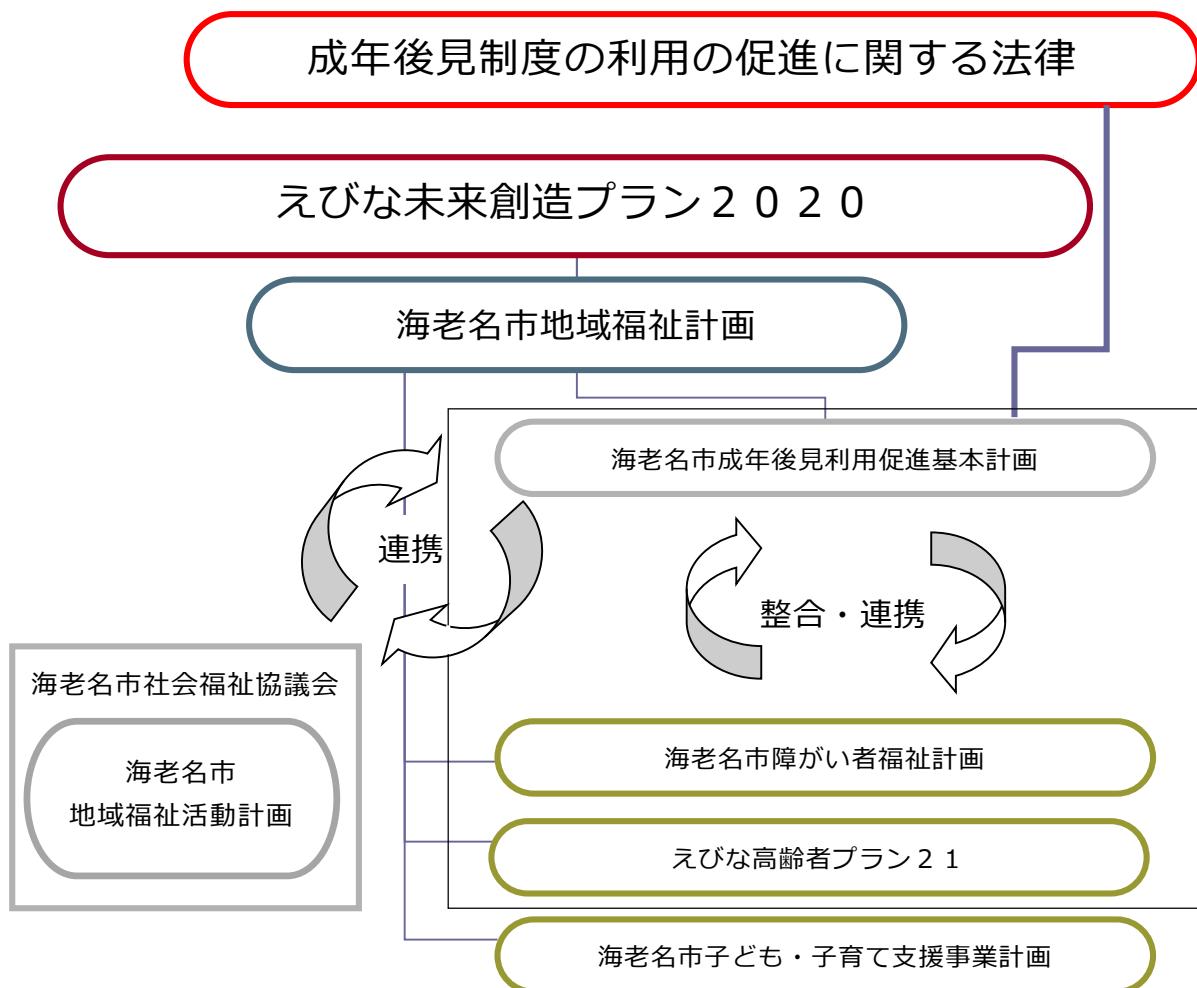


2 計画の位置付け

本計画は、促進法第14条第1項に規定する基本的な計画であるとともに、「えびな未来創造プラン2020」が目指す地域福祉の充実を実現するための個別計画に位置付けます。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に定める市町村地域福祉計画である「海老名市地域福祉計画」のうち、高齢福祉・障がい福祉・児童福祉の各分野を横断する取組である権利擁護・成年後見制度利用促進に関する内容について定めるものです。

併せて、海老名市地域福祉計画の実施計画である「えびな高齢者プラン21」、
「海老名市障がい者福祉計画」及び「海老名市子ども・子育て支援事業計画」の権利擁護に関する部分と整合・連携し、かつ、その他の関連計画とも連携して海老名市が権利擁護に取り組むための計画とします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から6年度までの3か年とし、その後、令和7年度から「海老名市地域福祉計画」の一部に位置付けます。

なお、本計画の評価及び進行管理の結果や、社会情勢等の大幅な変化により必要がある場合には、計画期間中であっても内容の見直しを行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
えびな未来創造プラン2020 (令和2年度から10年間)									
海老名市地域福祉計画 (令和2年度から5年間)					海老名市地域福祉計画 (令和7年度から5年間)				
海老名市成年後見制度利用促進基本計画 (3年間)					計画の統合				
第8期 えびな高齢者プラン21 (3年間)			第9期 えびな高齢者プラン21 (3年間)			第10期 えびな高齢者プラン21 (3年間)			
海老名市障がい者福祉計画 【第6期】 (3年間)			海老名市障がい者福祉計画 【第7期】 (3年間)			海老名市障がい者福祉計画 【第8期】 (3年間)			
第2期 海老名市子ども・子育て支援事業計画 (5年間)					第3期 海老名市子ども・子育て支援事業計画 (5年間)				